

専決処分の報告及び承認を求めることについて

(島根県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

1 改正要旨

今年度の人事院勧告の状況等を総合的に勘案し、会計年度任用職員の期末手当について所要の改正を行うものである。

2 改正内容

会計年度任用職員に支給する期末手当の額の算出方法を次のとおり変更するもの。

(1) 令和2年12月1日～

改正前 期末手当基礎額×100分の130×在職期間に応じた支給割合

改正後 期末手当基礎額×100分の125×在職期間に応じた支給割合

(2) 令和3年4月1日～

改正前 期末手当基礎額×100分の125×在職期間に応じた支給割合

改正後 期末手当基礎額×100分の127.5×在職期間に応じた支給割合

3 施行期日

令和2年12月1日(一部規定については、令和3年4月1日)